

E T C コーポレートカード利用明細データ提供サービス利用約款

(趣旨)

第1条 本約款は、首都高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、次条第3項の承諾書を発行した者（以下「データ提供サービス利用者」といいます。）に対し、データ提供サービス利用者がE T C コーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社がE T Cの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために、E T C コーポレートカード利用約款に基づき発行するカードをいいます。）により首都高速道路を利用した際の首都高速道路通行料金等に係る明細データ（以下「明細データ」といいます。）を、当社の指定する方法により、有償で提供するサービス（以下「データ提供サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。

(利用の申込み)

第2条 データ提供サービスを利用しようとする者は、本約款の内容を承諾の上、利用申込書（別記様式第1）を当社あて提出してください。

- 2 前項の規定による提出は、利用を開始しようとする明細データの対象月の末日（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の業務日）までに行わなければなりません。
- 3 当社は、第1項により提出された利用申込書の内容を確認及び審査し、データ提供サービスの利用を認める場合には、利用申込書を提出した者に承諾書を発行します。

(申込内容等の変更手続き)

第3条 データ提供サービス利用者は、提出した利用申込書の内容に変更が生じるときは、すみやかに、変更届（別記様式第2）を、当社あて提出してください。提出した変更届の内容に変更が生じるときも同様とします。

- 2 前項の変更届の提出が遅滞し又は適切ではなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者が負うこととなります。

(提供の方法)

第4条 当社は、月初から月末までの1ヵ月を単位とした明細データを、データ提供サービス利用者が提出した利用申込書又は変更届記載の提供方法にしたがって、明細データの対象月の翌月20日までに提供します。ただし、データ提供サービス利用者に提供すべき明細データが存在しない月は、上記提供をしません。

(C D - Rによる明細データの再提供)

第5条 データ提供サービス利用者は、C D - Rの発送により明細データの再提供（以下「再提供」といいます。）を受ける必要があるときは、再提供依頼書（別記様式第3）を当社あて提出してください。ただし、再提供ができる明細データは、再提供依頼書を当社が受領した日の属する月の前月又は前々月の明細データに限ります。

- 2 当社は、前項の再提供依頼書の提出を受けた場合、次条第1項に定めるデータ提供手数料をデータ提供サービス利用者に請求します。

- 3 前項の請求を受けたデータ提供サービス利用者は、当社が請求書により支払期限として指定した日までに、当社が指定する銀行口座に入金が完了するよう銀行振込によりお支払い下さい。
- 4 データ提供サービス利用者は、前項の銀行振込に係る振込手数料を負担するものとします。
- 5 再提供する明細データは、月初から月末までの1ヵ月を単位とします。

(データ提供手数料)

第6条 データ提供手数料は、月初から月末までの1ヵ月を単位とした明細データの提供1月分当たり、770円(消費税等相当額を含みます。)です。

- 2 当社は、前項に定める手数料を、データ提供サービス(再提供を除きます。)を行う月の通行料金等の請求にあわせて、通行料金等請求書によりデータ提供サービス利用者に請求します。
- 3 前項の規定による請求を受けたデータ提供サービス利用者は、当社が通行料金等請求書により支払期限として指定した日(原則として、通行料金等請求書を発行した日の属する月の末日とし、その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日)までに、当社が指定する銀行口座に入金が完了するよう銀行振込によりお支払い下さい。
- 4 データ提供サービス利用者は、前項の銀行振込に係る振込手数料を負担するものとします。
- 5 データ提供手数料は、第3項において支払期限として当社が指定した日までにデータ提供サービス利用者がデータ提供手数料を支払わないときは、当社所定の督促状により支払いを督促します。この場合、督促手数料として、督促状の郵送代を別途申し受けます。
- 6 データ提供サービス利用者は、前項の規定による督促を受けたときは、データ提供手数料及び督促手数料を、督促状に記載の支払期限(その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日)までに、当社が指定する銀行口座に入金が完了するよう銀行振り込みによりお支払下さい。この場合において、銀行振込に係る振込手数料はデータ提供サービス利用者が負担するものとします。
- 7 データ提供サービス利用者は、督促状に記載の支払期限までにデータ提供手数料及び督促手数料を支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、データ提供手数料の未納金の合計額に年10.75%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)を乗じて計算した額を延滞金としてお支払いいただきます。

(利用の中止等)

- 第7条 データ提供サービス利用者は、データ提供サービスの利用を中止する場合は、利用を中止したい明細データの対象月の末日までに、利用中止届(別記様式第4)を当社あて提出してください。
- 2 データ提供サービス利用者が前項の規定による提出を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者にあります。
 - 3 当社は、データ提供サービス利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに無催告で、データ提供サービスを停止又は第2条第3項の承諾書の取消ができます。
 - 一 データ提供サービス利用者が、データ提供手数料を支払期限までに支払わないとき。
 - 二 データ提供サービス利用者が、ETCコーポレートカードの契約者たる資格を有しなくなったとき。
 - 三 データ提供サービス利用者が、データ提供サービスを利用する者として適当でないと当社が認めたとき。

(事務取扱窓口)

第8条 本約款にかかる当社の事務取扱窓口、その連絡先、受付日時等については、当社のウェブサイトに掲示します。

(免責事項)

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当して生じた損害について責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

- 一 提出書類の不備、届出事項の誤り、発送上の事故その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 二 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他当社の責によらない通信手段の障害等により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 三 災害、事変その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 四 当社の責によらない発送上の事故、盗難又は亡失等により、データ提供サービス利用者若しくはETCコーポレートカード利用者の名前、住所、ETCコーポレートカード番号又はETCコーポレートカードの利用に関する情報が漏洩したとき。

(本約款の改定)

第10条 当社は、本約款を改定することがあります。

- 2 前項の場合において、当社は、改定内容又は改定後の約款をあらかじめ書面その他の方法によりデータ提供サービス利用者あて通知します。当該通知により当社が指定した改定後の約款の施行日以降に、データ提供サービス利用者がデータ提供サービスを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
- 3 データ提供サービス利用者は、改定後の約款を承諾できない場合、第7条第1項の利用中止届を提出することができます。

(反社会的勢力の排除)

第11条 データ提供サービス利用者及び当社は、暴力団、暴力団関係企業・団体、社会運動等標榜ゴロ等若しくはこれらの構成員・関係者、又はその他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

(準拠法)

第12条 本約款に係る準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第13条 データ提供サービス利用者は、当社との間で本約款に係る訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附 則

- 1 本約款は、2024年5月1日から施行し、5月送付分（4月走行分）のデータ提供サービスから適用となります。

様式第 1（データ提供サービス）

利用申込書

（宛先）首都高速道路株式会社

代表取締役社長

お客様番号	
住所・所在地	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	
電話番号	

私は、E T Cコーポレートカード利用明細データ提供サービス利用約款及びこれに基づく貴社の措置に従うことを承諾の上、データ提供サービスの利用を以下のとおり申し込みます。

申込年月日	年 月 日	
開始明細データ年月	年 月利用分から	
提供方法（W E B／発送）		
発送先情報	住所・所在地	〒
	氏名・名称 (法人名・担当部署・担当者名)	
	電話番号	

注 データ提供サービス申込者と異なる方を「発送先」とする場合は、委任状（別記様式第5）をご提出ください。

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

変更届

（宛先）首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
住所・所在地	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	
電話番号	

貴社への申込・届出内容に変更が生じますので、以下のとおり届け出します。

届出年月日		年 月 日
変更明細データ年月		年 月利用分から
お客様情報	お客様番号	
	住所・所在地	〒
	氏名・名称 (法人名・代表者名)	
	電話番号	
提供方法（WEB／発送）		
発送先情報	住所・所在地	〒
	氏名・名称 (法人名・担当部署・担当者名)	
	電話番号	

注1 変更が生じる項目のみ記入してください。

注2 データ提供サービス利用者と異なる方を「発送先」にする場合は、委任状（別記様式第5）をご提出ください。

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

再提供依頼書

（宛先） 首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
住所・所在地	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	
電話番号	

明細データについて、以下のとおり再提供を依頼します。

依頼年月日	年 月 日
再提供明細データ年月	年 月利用分

注 再提供ができる明細データは、これを当社が受領した日の属する月の前月又は前々月分に限ります

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

利用中止届

（宛先） 首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
住所・所在地	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	
電話番号	

私は、データ提供サービスの利用を以下のとおり中止したいので、届け出します。

届出年月日	年 月 日
中止明細データ年月	年 月利用分から

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

様式第 5（データ提供サービス）

委 任 状

代理人	住所・所在地	〒
	氏名・名称 (法人名・代表者名)	
	電話番号	

私は、上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

首都高速道路株式会社が提供する

1. 明細データの受領の件
2. 明細データの受領に関する、その他一切の事務の件

以 上

年 月 日

委任者	住所・所在地	〒
	氏名・名称 (法人名・代表者名)	
	電話番号	